

中華人民共和国の言語法「広東省国家通用言語文字規定」について

——漢語方言の使用規制に関する規定を中心に——

A Study on “Guangdong Sheng Guojia Tongyong Yuyan Wenzhi Guiding (Ordinance for the Standard Spoken and Written Chinese Language in Guangdong Province, the People’s Republic of China)”: Mainly on Restrictions on the Use of Chinese Dialects

小 田 格

要 旨

広東省国家通用言語文字規定は、中華人民共和国国家通用言語文字法の施行規則として、広東省人民政府により、2011年12月に制定・公布され、翌2012年3月から施行されている地方政府規章である。本稿では、本規定の立法過程や関連報道等について記述するとともに、社会言語学的資料にもとづき、漢語方言の使用規制に関する第11条、第12条および第16条の実際の運用状況について検討をくわえた。その結果、現段階では、これらの規定に則して、なんらかの規制が課されているものとはみとめられず、かつ、関連報道や同省人民政府の対応等にかんがみるならば、ただちに規制が強化されるものとは判断できないという結論にいたった。しかし一方で、本規定の内容や立法過程等にてらすならば、現在のような状態が長期にわたり安定的なものかについては、疑問なしとすることができないことから、今後の動向にひきつづき注視していかなければならない。

キーワード

言語法、言語政策、中華人民共和国国家通用言語文字法、広東省国家通用言語文字規定、漢語方言

0.0 はじめに

言語法とは、言語に関する法令の総体のことをいう。すなわち、実定法のうち、言語専門法令のみならず、言語に関する規定を有するすべてのことである。

本邦における言語法研究は、1990年代以降、欧州各国・各地域における言語に関する法令の考察を中心に展開されてきた¹⁾。また、近年においては、法言語学的重要性についての認識がたかまりつつあり、当該学問領域においても、言語法は主たる考察対象の1つとされている²⁾。

法が政策実現の主たる手段であるにとらえるならば、言語法の考察は、言語政策研究にも不可欠な要素といえることができる。実際のところ、本邦でおこなわれてきた欧州各国・各地域の言語法の考察のおおくは、それを通じて、各地の言語政策や言語の使用状況等の研究を深化させることを目的としてきたものと認識される。

さて、本稿は、中華人民共和国（以下、「中国」という。）³⁾の言語政策、ことに漢語方言（以下、「方言」という。）の使用規制等に対して、言語法研究の角度からアプローチするものである。

本邦における中国の言語政策研究に関していうならば、従前、言語法についての考察は、それほど深化してこなかった。もちろん、少数民族の言語・文字に関する研究のなかには、憲法、民族区域自治法その他の法令を考察の対象としてきた例がみとめられており⁴⁾、標準語化や文字改革等に関する研究においても、政治学的視座から、言語法の立法過程を中心とした記述がなされてきた箇所も確認されるところであるが⁵⁾、政策を実現するに際しての法の役割を正面からとらえつつ、特定の言語法を主たる考察対象とし、その規定内容や運用等について実証的に検討がくわえられることはなかった。

たしかに、中国においては、人治主義的な統治体制のもと、長期にわたって、法の価値や役割といったものが、相対的にひくいものと認識されてきた。かかる事情からするならば、政策形成を主体とした言語政策研究が主流であったことについては、いたしかたなかったというよりも、むしろその特徴をふまえた適当なものであったと評価されるべきである。

しかしながら、無批判に前例を踏襲するばかりでは、当該領域の研究のあらたな展開を期待することはできないだろう。いかなる領域にも共通して指摘されうることであろうが、先行研究が敬服すべきものであればこそ、それを批判的にとらえていくこともまた、今後の研究の進展のためには必要とされるのである。

そして、すでに時代はかわっている。周知のとおり、現在の中国は、社会主義法治国家の建設をかかげており⁶⁾、今年の全国人民代表大会でもこの点は、再三にわたって強調されてきた。今日においては、中央レベルのみならず、地方レベルでも、各分野の法令整備が急ピッチで進行している。また、現地に滞在するならば、街中で「依法行政（法による行政）」といった「法」をふくんだフレーズが、たえず視界にとびこんでくるだろうし、テレビのスイッチをいれれば、法律問題をテーマとした番組——主として市民生活上のトラブルに関する再現ドラマとその解説から構成されたもの——を放送中のチャンネルが複数あることもめずらしくはない。さらに、近年、中国において出版された言語政策に関する専門書においては、言語法について言及されていることが通例である⁷⁾。

もっとも、かかる状況下にはあるものの、中国の法治は、一般に独特なものとして、本邦や欧米諸国等のそれとは似て非なるものともいわれる。なるほど、現に中国においては、行政立法にも「法規創造力」が付与されている⁸⁾など、本邦とは顕著な差異がみとめられる。これは言語法も例外ではなく、後述のとおり、法律においては特段の罰則規定が存していない

のに対して、当該法律の施行規則に該当する行政機関の制定した法令には、すくなく罰則規定が存している。また、中国においては、言語法に関する専門書などが、本邦にさきんじて出版されている一方で⁹⁾、これらを一瞥するならば、膨大な数量の規範性文件¹⁰⁾が確認されるとともに、歴代の指導者等の意見等¹¹⁾も散見されることから、法治のなかにも人治が継承されている部分が相当程度みとめられており、現存する法令に関しても、当局の恣意的な運用がなされているのではないかという、いささか懐疑的な推量がなされてしまうところではある。

とはいえ、かかる状況をもって、ただ漠然と中国の法治は特異であり、それゆえに言語法もまた独特なものであると結論づけ、これをひとまず等閑視してしまうことはたやすいが、このような姿勢ではやはり、中国の言語政策研究の新境地をきりひらくことはできないだろう。中国の言語法および言語政策について、他の国・地域と「どこがどうちがうのか?」、「なぜことなっているのか?」といった質問がなされた際に、具体的事例をまじえつつ、的確に回答していくことも、当該領域の研究を志向するものの責務であり、したがって、中国の法治の実状を把握しつつ、これに意欲的にとりくんでいかなければならないものと認識される。

そして、言語法の研究を通じてでしか、上記のような質問に対して回答することはできない。もはや自明のところであろうが、中国の言語法の規定内容を検討し、その運用状況を把握・分析したうえで、この結果と各国・各地域の諸状況とを比較してはじめて、いかなる点が特異なのか、なにゆえに独特なのかというところにアクセスすることが可能なのである。

本稿においては、以上のような問題意識のもと、本邦における中国の言語法研究の第一歩として、広東省国家通用言語文字規定¹²⁾という中国の言語法について、とりわけ方言に関する規定に焦点をあてつつ検討していく。まず、次節においては、中国の言語法のうち、言語に関する専門の法

律として制定された中華人民共和国国家通用言語文字法およびその施行規則に該当する各地の法令について俯瞰する。ついで、次々節においては、広東省における中華人民共和国国家通用言語文字法¹³⁾の施行規則に該当する広東省国家通用言語文字規定の立法過程、関連報道、構成、実際の運用状況等について考察することとしたい。

1.0 中華人民共和国国家通用言語文字法および その施行規則に該当する各地の法令

中国では、最高法規である憲法において、少数民族の言語・文字に関する規定（第4条第4項、第121条、第134条）および普通話の普及に関する規定（第19条第5項）が存している。なかんずく第4条第4項および第19条第5項の両規定については、当該国家の言語政策の基本理念を明文化したものであることができ、かかる理念は、この下位に位置づけられる言語法に敷衍されている。

以下においては、次節以降の考察に資するよう、言語に関する専門の法律である中華人民共和国国家通用言語文字法およびその施行規則に該当する各地の法令について俯瞰する。

1.1 中華人民共和国国家通用言語文字法

中華人民共和国国家通用言語文字法（2000年主席令第37号）（以下、「国家通用言語文字法」という。）は、2000年10月31日に制定され、翌2001年1月1日より施行されている法律である¹⁴⁾。本法は、憲法に規定される言語政策の理念にもとづき、かつ、建国以来の言語政策の経験・実績や既存の各言語法で規定されてきた内容等を集大成したものである。

本法の立法目的については、第1条において「国家通用言語文字の規範化、標準化及びその健全な発展を推進し、もって社会生活において国家通

用言語文字をより一層機能させ、かつ、各民族及び各地区の経済・文化交流を促進すること」と規定されている。また、同第2条においては、「本法における国家通用言語文字とは、普通話及び規範漢字のことをいう。」と規定し、「国家通用言語文字」が普通話と規範漢字¹⁵⁾とからなるものと定義づけている。これらの規定からするならば、本法が、普通話および規範漢字に国家通用言語文字の地位を付与し、かつ、これの普及推進をはかっていくことを主たる目的としているものと解釈することができよう。

また、かかる目的からもあきらかであるが、本法は、普通話および規範漢字の使用に関する規定が大半をしめている。普通話および規範漢字については、第4条において国民にその学習および使用の権利を付与するのみならず、第9条以下においては、行政機関、教育機関、マスメディアその他の機関・組織およびこれらの職員に対して、その使用を推奨し、または義務づけることとされている。

他方において、普通話および規範漢字以外の各種言語・文字に関する規定については、少数民族の言語・文字を例外として、その使用範囲を制限するものが大半をしめる。すなわち、外国語の使用に関する第11条第2項、第12条第2項および第13条第1項、方言の使用に関する第16条、繁体字および異体字の使用に関する第17条等は、いずれもその使用範囲を限定し、またはその使用に監督機関の許可をもとめるものとされており、それぞれの自由な使用はみとめられない内容となっている。

1.2 各行政区における国家通用言語文字法の施行に関する法令

国家通用言語文字法には、各地において、その施行に関する規則等を規定した法令が制定されてきた。教育部言語文字信息管理司の職員として、本法の草案の策定や審議の傍聴等をおこなったとされる〔魏丹2003b〕の説明によれば、地方において国家通用言語文字法の施行に関する法令が制

定される理由については、概略以下のとおりである。

すなわち、法律の施行規則については、国務院と地方政府等が制定できることとなっているが、言語・文字に関する各地の事業の進捗状況や規範意識等の差異は甚大なものであって、全国共通の国家通用言語文字法の施行規則を国務院が一律に制定することは困難である。これに対し、各行政区において、国家通用言語文字法の施行規則を制定するならば、当地の言語・文字関連事業の進捗状況や言語・文字の使用状況等に合わせた内容とすることができるとともに、当該行政区の各部門・各業界に対しては、その立法プロセスを通じた本法の宣伝効果をも期待することができ、もって国民の言語・文字に関する規範意識をたかめることが可能である。

また、各行政区での国家通用言語文字法の施行規則制定の必要性については、本法の制定にかかる検討がなされていた1997年の段階において、すでに全国言語文字工作会議の報告書中にて指摘がなされていた。さらに、本法の公布後は、中央宣伝部、全人大教科文衛委員会、教育部、司法部および国家言語文字工作委員会の5部門による「国家通用言語文字法の学習及び宣伝並びにその実施の貫徹に関する通知」¹⁶⁾において、各行政区に対して、本法の施行規則を制定することを通じ、言語・文字に関する事業を法制度のなかに編制していくよう要求がなされるとともに、「国家の言語・文字に係る事業『十五』計画」¹⁷⁾および「1級都市における言語・文字に係る事業の評価基準（試行）」¹⁸⁾では、本法より下位に位置づけられる法令の制定または改正をおこない、言語・文字関連法令の体系的な整備を実施するよう要求がなされていた。

上記のような中央の関係各機関からの要求をうけ、省、自治区および直轄市レベルの行政区において制定または改正¹⁹⁾がなされた国家通用言語文字法の施行規則に該当する法令を一覧にまとめるならば、表1のようになる²⁰⁾。

表1 省、自治区および直轄市の国家通用言語文字法の施行規則に該当する法令一覧

省			
行政区名	法令名	制定日	施行日
安徽省	安徽省「国家通用言語文字法」施行弁法	2006年8月25日	2006年10月1日
福建省	福建省「国家通用言語文字法」施行弁法	2006年5月26日	2006年7月1日
甘肅省	甘肅省国家通用言語文字条例	2011年11月24日	2012年1月1日
広東省	広東省国家通用言語文字規定	2011年12月1日	2012年3月1日
貴州省	貴州省国家通用言語文字条例	2007年5月25日	2007年7月1日
海南省	海南省「国家通用言語文字法」施行弁法	2010年7月31日	2010年10月1日
河北省	河北省「国家通用言語文字法」施行弁法	2007年11月23日	2008年1月1日
黒竜江省	黒竜江省漢言語文字応用管理条例	2002年6月13日 (改正)	2002年6月14日
湖北省	湖北省「国家通用言語文字法」施行弁法	2004年7月30日	2004年9月1日
湖南省	湖南省「国家通用言語文字法」施行弁法	2006年3月31日	2006年5月1日
江蘇省	江蘇省「国家通用言語文字法」施行弁法	2006年1月10日	2006年3月1日
江西省	江西省「国家通用言語文字法」施行弁法	2010年11月26日	2011年1月1日
吉林省	吉林省国家通用言語文字条例	2005年9月14日	2005年11月1日
遼寧省	遼寧省「国家通用言語文字法」施行規定	2005年5月28日	2005年8月1日
陝西省	陝西省「国家通用言語文字法」施行弁法	2007年7月28日	2007年10月1日
山東省	山東省「国家通用言語文字法」施行弁法	2004年5月27日	2004年7月1日
山西省	山西省「国家通用言語文字法」施行弁法	2003年7月26日	2003年9月1日
四川省	四川省「国家通用言語文字法」施行弁法	2003年11月30日	2004年2月1日

中華人民共和国の言語法「広東省国家通用言語文字規定」について

雲南省	雲南省国家通用言語文字条例	2004年11月26日	2005年1月1日
浙江省	浙江省「国家通用言語文字法」施行弁法	2006年11月24日	2007年4月1日
自治区			
行政区名	法令名	制定日	施行日
広西チワン族自治区	広西チワン族自治区「国家通用言語文字法」施行弁法	2006年5月26日	2006年7月1日
内モンゴル自治区	内モンゴル自治区「国家通用言語文字法」施行弁法	2007年5月31日	2007年9月1日
寧夏回族自治区	寧夏回族自治区「国家通用言語文字法」施行弁法	2006年11月13日	2007年1月1日
新疆ウイグル自治区	新疆ウイグル自治区言語文字工作条例	2002年9月20日 (改正)	2002年9月20日
チベット自治区	チベット自治区におけるチベット語の学習、使用及び発展に関する規定	2002年5月22日 (改正)	2002年5月22日
直轄市			
行政区名	法令名	制定日	施行日
北京市	北京市における「国家通用言語文字法」の施行に関する若干の規定	2003年5月30日	2003年8月1日
重慶市	重慶市「国家通用言語文字法」施行弁法	2004年3月25日	2004年6月1日
上海市	上海市「国家通用言語文字法」施行弁法	2005年12月29日	2006年3月1日
天津市	天津市言語文字社会応用管理規定	2004年11月3日	2004年12月15日

表1をみると、各行政区における法令の名称には、「弁法」、「規定」および「条例」というバリエーションがみとめられる。また、おなじ「弁法」という名称であっても、安徽省や湖南省、広西チワン族自治区等のものは、各地の人民代表大会常務委員会が制定した地方性法規または単行条例であり、浙江省や四川省、寧夏回族自治区等のものは、各地の人民政府が制定した地方政府規章であって、法体系上はことなる階層の法令であ

る。ただし、こうした差異がみとめられはするものの、各法令の構成・規定内容や法的性格などの実質的な面には、特段の相違はないものと判断される²¹⁾。

また、各法令の規定内容は、大半の部分が国家通用言語文字法の構成および規定内容を踏襲したものであるが、[魏丹2003b]の言説のとおり、各地の実状等を反映した内容の規定も確認することができる。その実例として、次節後半での考察対象である方言の取扱いに関する規定をあげるならば、以下のとおりである。

すなわち、福建省「国家通用言語文字法」施行弁法（第9条）²²⁾は、台湾ならびに香港特別行政区（以下、「香港」という。）およびマカオ特別行政区（以下、「マカオ」という。）との各種交流の際には、方言の使用を許可するという特例規定が存しており、一定の寛容政策がみとめられるが、これとは対照的に、浙江省「国家通用言語文字法」施行弁法（第12条第2項）²³⁾は、テレビにおいて方言による番組を放送する場合には、監督機関からの許可をうけたうえで、規定時間内において、かつ、規範漢字の字幕を付して実施するものと規定し、厳格な管理がなされているなど²⁴⁾、地域ごとに相当程度の差異が確認されるところである。

2.0 広東省国家通用言語文字規定

広東省国家通用言語文字規定（2011年粵府令第165号）は、広東省における国家通用言語文字法の施行規則に該当する地方政府規章であり、2011年12月1日に制定され、同年12月12日に公布されるとともに、翌2012年3月1日より施行されることとなった。本節においては、本規定の立法過程、関連報道、構成、実際の運用状況等について考察する。

2.1 立法過程等

中国国家言語文字工作委员会のホームページに掲載されている広東省言語文字工作委员会弁公室の説明²⁵⁾によれば、本規定の立法過程は、概略以下のとおりである。

すなわち、本規定の制定に関しては、2010年6月に広東省教育庁が、同省人民政府に同案をはかり、その後、同省法制弁行政法制処が、所定の立法プロセスにしたがって、諸手続にあたるとともに、パブリックコメント（意見公募手続）や専門家らによる検討会、関係者を招聘しての座談会等を実施し、ひろく各方面の意見を聴取したこととされる。また、この間、同省の各部門間で連携がはかられ、当地の実状にかなった規定となるよう調整がなされたうえで、同省教育庁および同省言語文字工作委员会弁公室による検討・修正がかさねられ、最終的な案が策定されることとなったものと説明されている。

しかし、広東省教育庁、広東省言語文字工作委员会、広州市言語文字工作委员会等の関係各機関のホームページや現地の新聞報道等を確認しても、広東省国家通用言語文字規定という名称は、2011年12月に本規定が制定される直前まで確認することができない。その一方で、2011年7月ごろには、同省の各地において、広東省国家通用言語文字使用規定（草案）²⁶⁾に関する座談会が開催されたという情報を確認することができ、さらに時間をさかのぼると、2005年から2011年にかけての各種文書中においては、広東省「国家通用言語文字法」施行弁法（草案）²⁷⁾という名称が散見される。

これら2法令の草案が、広東省国家通用言語文字規定の前身であったという直接的な証拠は確認されていない。しかし、通常であれば、同一行政区内において、同時並行的に同一領域に関する複数の法令の草案を策定するということは、行政効率の観点からして想定しがたい。また、時系列に

みると、広東省「国家通用言語文字法」施行弁法、広東省国家通用言語文字使用規定、広東省国家通用言語文字規定の順に確認されるが、それぞれの出現時期は重複しておらず、各名称が同時期のことなる文書で別々に確認される例や、一度確認されなくなった名称が再度出現する例等はみとめられない。さらに、2005年にパブリックコメントが実施された際の広東省「国家通用言語文字法」施行弁法（草案）を確認するに、広東省国家通用言語文字規定の構成・規定と大部分が共通していることがみとめられる。かかる諸点を勘案するならば、3者の間には連続性が存しており、広東省「国家通用言語文字法」施行弁法（草案）を修正するにともなって、名称も広東省国家通用言語文字使用規定に変更され、最終的に広東省国家通用言語文字規定とされたと推定するのが妥当なものと判断される。

したがって、かかる判断のもと、以下においては、広東省「国家通用言語文字法」施行弁法（草案）および広東省国家通用言語文字使用規定（草案）に関する事項もふくめて、広東省国家通用言語文字規定の立法に関する諸経緯・経過等について記述することとする。

前節でふれたとおり、国家通用言語文字法の施行に関する法令の制定については、本法の制定直後より、中央の関係各機関から要求がなされてきていたことから、広東省においても、かかる要求をうけて、法案の策定作業がなされてきたものと推察される。そして、これが具体的に明文化されたうえで、はじめて公表されたのは、管見によれば、2005年2月18日である。広州市言語文字工作委员会のホームページにおいて、同日付で当該委員会により、市政府直属の関係委員会・弁公室・局および企業、ならびに各区・県級の教育局および言語文字工作委员会を対象として、広東省「国家通用言語文字法」施行弁法（草案）に対するパブリックコメントが実施されたことが確認できる²⁸⁾。当該パブリックコメントに関する説明は、概略以下のとおりである。

すなわち、2001年1月1日の国家通用言語文字法の公布・施行以来、中国の言語・文字に関する事業は、法により管理・行政がなされる新時代に突入しており、広東省においても、健全な言語・文字に関する地方性法規を制定し、もって言語文字にかかる事業を同省の経済の建設および社会の発展のためにより一層機能させることを目的として、国家通用言語文字法に基づき、かつ、同省の実状にかんがみうえて、同省教育庁において広東省「国家通用言語文字法」施行弁法（草案）を策定することとなったとされる。そして、同省人民政府の法制弁公室に同草案を報告したうえて、同省人民代表大会に対して、審議を要請することとなったことから、立法の質を担保するために、今般、パブリックコメントを実施するはこびとなったものと説明されている。

さて、この広東省「国家通用言語文字法」施行弁法は、上述のとおり、2005年にパブリックコメントまで実施されたにもかかわらず²⁹⁾、その後ただちに制定・公布されることはなく、数年間、修正作業や諸手続等が停滞していたようである。

当該弁法（草案）のその後に関してであるが、まず、広東省言語文字工作委員会の事業計画である「広東省言語文字工作委員会の2008年事業の要点」³⁰⁾において、その名称を確認することができる。当該文書においては、「二、主要な事業」の第1項として「言語・文字に係る事業に関する地方性法規の早急な制定」があげられ、関係機関と協力のうえ、可及的すみやかに広東省「国家通用言語文字法」施行弁法の制定を実現するよう尽力する旨がしめされており、同弁法の制定が、なおも優先順位のたかい案件であったことがうかがわれる。ところが、かかる事業計画にもかかわらず、2008年においても同弁法の制定・公布にはいたらなかった。

ついで、2010年の各機関の事業計画書である「中国共産党広東省委員会教育工作委員会及び広東省教育庁の2010年事業の要点」³¹⁾および「広東省

言語文字工作委员会の2010年事業の要点」³²⁾においても、広東省「国家通用言語文字法」施行弁法という名称が確認され、この制定・公布のために諸手続を進行させる旨が明記されている。かかる記載からは、この時点においても、当該弁法の制定が廃案とされてはならず、立法にかかる意思に変化がないことをよみとることができる。ただし、一方において、「広東省言語文字工作委员会の2010年事業の要点」における言語・文字事業に関する立法の取扱いは、「二. 主要な事業」の第5項として「言語・文字に係る事業に関する立法の促進」があげられるにとどまり、前出の2008年の事業計画書と比較するならば、その優先順位は相対的に低下しているものといえる。そして、2010年においても、同弁法の制定・公布は実現されなかった。この理由については、多分に複合的なものであろうが、同年には、中国人民政治協商会議広州市委員会による広州電視台の粵語放送を普通話放送に変更すべきという提案（以下、「2010年広州政協提案」という。）に対する抗議および粵語の保護を目的とした一連の運動（以下、「撐粵語行動」³³⁾という。）が実施されており³⁴⁾、これが影響している蓋然性はたかきものとみられる。

さらに、翌2011年においても広東省「国家通用言語文字法」施行弁法の名称は、依然として確認される。当時、広東省教育庁の庁長であった羅偉其氏が、同年1月19日開催の全省2011年度教育工作会議において発表した講話³⁵⁾においては、「(十) 教育法制の建設並びに教育の対外交流及び協力のより一層の深化」の第1項として、教育立法事業の成績を向上させることがあげられ、このなかで同弁法の修正作業を完了させたいうえで、同省人民代表大会にはかるということがしめされている³⁶⁾。

しかし、羅偉其氏の講話以降、広東省「国家通用言語文字法」施行弁法という名称は確認することができなくなり、これにかわって広東省国家通用言語文字使用規定という名称が散見されるようになる。

広東省言語文字工作委員会ホームページによれば、2011年7月1日、広東省人民政府法制弁公室が、同省教育庁および同省言語文字工作委員会と東莞市を訪問し、同市において調査研究を実施するとともに、広東省国家通用言語文字使用規定（草案）に対する意見聴取のための座談会を開催したとされている³⁷⁾。また、同ホームページによれば、同年7月13日および14日には、江門市において、東莞市と同様の調査研究の実施および意見聴取のための座談会の開催がなされたこととされており³⁸⁾、ここでも広東省国家通用言語文字使用規定という名称が確認されるとともに、本規定がまもなく制定される旨の記載がみとめられる。

しかしながら、結局のところ、この広東省国家通用言語文字使用規定についても、やはり同名のまま制定されることはなかった。そして、最終的には、「使用」の2文字が削除され、広東省国家通用言語文字規定という名称に変更されたうえで、2011年12月1日、広東省人民政府第11届第82次常務会議を通過し、2000年の国家通用言語文字法の制定から実に10年以上、また、2005年の広東省「国家通用言語文字法」施行弁法（草案）に対するパブリックコメントから計算しても、5年半以上の歳月をかけて、ようやく制定されるにいたったのであった。

さて、かくして広東省国家通用言語文字規定は制定されたのであるが、以上の諸経緯・経過からは、以下の2点を指摘することができる。

第1に、名称の変更があげられる。ここまでみてきたとおり、広東省における国家通用言語文字法の施行規則に該当する法令の名称については、広東省「国家通用言語文字法」施行弁法から、広東省国家通用言語文字使用規定を経過して、最終的には、広東省国家通用言語文字規定となったことがみとめられる。後2者は、「使用」の二文字がことなるだけで、大差はないが、前1者については、後2者と相当程度の差異を有する。このような名称の変更が、なにゆえなされたかについては、これに関する情報が

存しないことから、さだかではないが、筆者の見解をしめすならば、以下のとおりである。

すなわち、立法者としては、2010年の「撐粵語行動」の例にてらすならば、「推普（普通話の普及推進）」というニュアンスが濃厚に反映されており、かつ、他の行政区においても主流である「国家通用言語文字法」施行弁法方式の名称は回避することとし、これにかわって、広東省国家通用言語文字規定という名称として——内容的には、さしたる相違点がないとしても——広東省が独自に検討・制定した法令であるという点を強調したのではないかと推測される。

第2に、法令の形式および立法手続の変更があげられる。上記のとおり、2005年のパブリックコメント実施時から2011年の羅偉其氏の講話までは、法令の草案を広東省人民代表大会にはかるといった記述がみとめられ、広東省「国家通用言語文字法」施行弁法を地方性法規として制定する計画であったことがわかる。しかし、2011年の東莞市および江門市における座談会に関する記述では、広東省人民政府法制弁公室の主催ということが確認され、最終的に、広東省国家通用言語文字規定は、広東省人民政府常務会議を通過し、地方政府規章として制定されることとなった。

前節において既述のとおり、国家通用言語文字法の施行規則に該当する地方の法令については、地方性法規または地方政府規章のいずれであっても、実質的な法的性格には大差がないものと認識されるころではある。とはいえ、両者は、法体系上の階層では、あくまでも位置づけがことなるものである。また、地方性法規は、人民代表大会常務委員会という議会を通過する必要があるわけであり、行政機関が制定する地方政府規章とは、手続的な意味あいもことなってくる。

この点に関しても、当初、地方性法規としての制定をめざした広東省「国家通用言語文字法」施行弁法が、いかなる理由により、最終的に広東

省国家通用言語文字規定という地方政府規章として制定されたのかについては、現時点において不明である。この点については、もしも「撈粵語行動」の影響等を考慮したものと仮定するならば、同省における国家通用言語文字法の施行規則を、より下位の法令であり、かつ、議会を通過する必要のない地方政府規章としたものとかんがえられる一方で、単に手続上の負担を軽減するために地方政府規章としたという見解も成立しうるところである³⁹⁾。

2.2 広東省国家通用言語文字規定の新聞報道等

広東省国家通用言語文字規定に関しては、本規定制定の翌日以降、広東省をはじめ、香港や本邦等においても、新聞報道がなされた。

まず、現地広東省においては、2011年12月17日に、各紙が本件に関して報道している。たとえば、広州日報は、「来年からメディアの粵語放送には許可を要し 老舗の扁額には簡体字が必要に」という見出しのもと、本規定が制定され、かつ、翌2012年3月1日から施行されるということからはじまり、施行後にいかなる影響が生ずるかについて解説している〔広州日報2011.12.17〕。また、羊城晩報も「広東省国家通用言語文字規定：メディアが粵語を使用する場合には許可が必要に」という見出しで、本規定が制定されたことを報ずるとともに、その適用対象や施行後の影響について記述している〔羊城晩報2011.12.17〕。上記の見出しからもあきらかであるが、両紙に共通しているのは、本規定の制定にともなう影響が生じる点として、第1に、粵語の放送を実施する場合に、監督機関の許可が必要であるということをクリックアップしているところである。

また、2011年12月19日の南方都市報は、本件に関し、「方言放送には事前の申請と許可が必要となるが、言語の多様性には配慮がなされなければならない」と題して、社説でとりあげている。当該社説の内容を要約する

ならば、概略以下のとおりである。

すなわち、本規定の施行後は、方言を使用した放送に事前の申請および監督機関による許可が必要とされていることから、一部に粵語番組の放送継続を懸念する風潮もみられるが、普通話と方言とは対立関係になく、かような心配は杞憂である。しかるに、行政機関による言語に関する各種の提案や規定等に市民が反発する背景には、国家が強力に普通話の普及を推進している現状やこれに影響をうけて生じている言語環境の変化等に直面して、粵語および当地の文化の衰退に対する懸念が生じていることが指摘される。ただし、こうした市民の不安もないがしろにされるべきではなく、方言および地方文化にもまた政策による保護がもとめられる。そして、方言および地方文化の保護政策と普通話の普及推進政策とのあいだには、優劣をつけるべきではなく、両者が共存・共栄することができる方策を模索すべきであり、しからは、言語の多様性の保全について、期待・樂觀することができるだろう [南方都市報2011.12.19]。

この南方都市報の社説は、一見するに、粵語放送の継続を不安視する市民へのメッセージという性格を全面にうちだしたものとみられるものの、その反面で、実のところは、暗にいきすぎた粵語放送の規制を牽制し、かつ、方言の保護政策を要求するという当局への批判的メッセージであると解釈することのできるものである。

いずれにしても、現地各紙の報道内容からするならば、本規定の制定に際して、2010年の「撐粵語行動」の際と同様に、市民のあいだに不安感や不信感がたかまっていたことはたしかであり、一歩まちがえれば、再度、デモその他の抗議活動が実施される可能性もあったものとみられる。

さて一方、粵語文化の中心地である香港においても本件に関する報道がなされてきた。2011年12月18日付の香港各紙は、広東省国家通用言語文字規定の制定に関して、「2010年広州政協提案」と連続性のある事案として

とらえて報道しており、いずれも濃淡はあるものの、方言への規制強化に対する懸念をしめした内容となっている。太陽報および東方日報は、関係記事の冒頭において、2010年に市民からの多大な反発をまねき、その後なりをひそめた「廃粵（粵語を廃止・消滅させる）」が復活したものと報じ、粵語や潮州語等の方言の使用制限が懸念されるとの記述が確認される〔太陽報2011.12.18〕〔東方日報2011.12.18〕。また、星島日報も、「広東省がメディアに厳令 普通話の普及推進により粵方言を制限」との見出しのもと、本規定の内容等に関する記載がみられる〔星島日報2011.12.18〕。

上記のような内外の一連の報道をうけ、2010年の「撻粵語行動」のような騒動が再度生じることを危惧したとみられる広東省人民政府は、12月24日に広州市において記者会見を開催し、関係各部門の責任者により、本規定の内容等に関する説明や質疑応答等がなされた。この記者会見においては、まず、同省法制弁工室副主任の陳春生氏が、国家通用言語文字法における放送言語に関する規定（第12条、第16条）の内容や広東省国家通用言語文字規定の立法過程等について説明するとともに、本規定は、普通話の普及推進を強調したものではあるが、方言の使用を制限するなんらの規定も存していないということを指摘した。また、同省廣播電影電視局副局長の何日丹氏および同省人民政府弁公庁副主任の張愛軍氏は、記者の質問に対して、以下のように回答したこととされる。

記者：広東省内におけるラジオ局およびテレビ局の方言放送の状況は、どのようになっているのか？

何副局長：国家の関係規定にてらすならば、ラジオ局およびテレビ局は、規範的な言語・文字を使用しなければならず、また、普通話の普及を推進しなければならないこととなっている。ただ、従前より、方言放送を制限するいかなる規定も

存してはいない。現在、わが省では、広東電視台珠江チャンネルおよび南方電視台衛星チャンネルが、国家廣播電影電視總局により許可された粵語放送専門チャンネルであるとともに、省内の各級のラジオ局およびテレビ局は、いずれも現地の方言による各種の番組を放送している。

記者：2012年3月1日に広東省国家通用言語文字規定が施行されたのちに、粵語等の方言放送が規制をうけることはあるのか？

何副局長：2012年3月1日に広東省国家通用言語文字規定が施行されたのちも、粵語等の各種方言による放送が規制されることはない。現時点において規制しないというだけでなく、今後も規制がなされるようなこととはならない。

記者：広東省としては、どのように国家の方言に関する政策の実施の徹底をはかるのか？

張副主任：国家レベルの政策に関する規定に則して、わが省は、これまで一貫して普通話の普及推進を重視するとともに、方言の使用価値および文化的価値を尊重してきた。普通話の普及推進と、粵語、潮州語、客家語等の方言文化が内在する嶺南文化の発揚とは、いずれも政府が遂行すべき職務である。そして、いわゆる「推普廢粵（普通話の普及を推進し、粵語を廢止・消滅させる）」というのは事実と反するものであり、「廢粵」などという発想はもちあわせていない。

当該記者会見の内容については、広東省人民政府のホームページに掲載される⁴⁰⁾とともに、香港各紙も12月25日から26日にかけて報道している[大公報2011.12.25][太陽報2011.12.26]。

また、12月27日付の星島日報は、12月25日に、中国共産党広東省委員会書記の汪洋氏が、同省長の朱小丹氏や副省長の雷于藍氏らの要人と、粵劇⁴¹⁾ 演出家の紅綫女氏一派によるステージを鑑賞したことを報じている。同紙によれば、その際、汪洋氏が舞台に上がり、紅綫女氏と握手するとともに、若手の粵劇俳優たちに対して、「粵劇の未来はきみたちにかかっている」と発言したとされ、こうした行動については、社会における「廃粵」の懸念を払拭することを意図してなされたのではないかとの見解をしめしている〔星島日報2011.12.27〕。

なお、本邦においては、2011年12月19日付の日本経済新聞（朝刊）が、「広東語の放送、許可必要に」との見出しで本件に関し報道している〔日本経済新聞2011.12.19〕。また、産経新聞もインターネットのMSN産経ニュース上において、同日に本件に関する記事を配信していることが確認されたが⁴²⁾、その見出しは、「中国の省政府がテレビで広東語を禁止 住民反発も」というものであり、記事の内容もふくめて、いささか事実と反するものであった。

2.3 広東省国家通用言語文字規定の構成等

広東省国家通用言語文字規定は、全5章32条から構成されている。これは、国家通用言語文字法が全4章28条であることと比較するならば、章数および条数が若干おおいものといえることができる。

まず、章立てについては、国家通用言語文字法が、第1章総則、第2章国家通用言語文字の使用、第3章管理及び監督、第4章附則であるのに対して、広東省国家通用言語文字規定は、第1章総則、第2章規範及びその使用、第3章激励及び保障、第4章法的責任、第5章附則となっている。規定内容からすると、国家通用言語文字法の第3章が、広東省国家通用言語文字規定においては、第3章と第4章とに2分されているということが

できる。そして、第4章については、国家通用言語文字法には存しない「法的責任」が独立した章として設定され⁴³⁾、場合によっては関連する法令に則して行政処罰等がなされる旨の規定となっている。

ついで、規定内容については、その大半が国家通用言語文字法に準じたものとなっており、きわだった相違点はみうけられない。もちろん、本規定と国家通用言語文字法とのあいだに一定の差異は存しており、上述のとおり、第4章法的責任において、より厳格な処罰にかかる規定が確認できるほか、仔細にみていけば、人員・経費の保証（第5条）や宣伝週間（第6条）等が追加されていること、広告における言語・文字に関する規定（第16条）が独立されていること、繁体字の保持または使用可能な場合にかかる規定（第18条）がより詳細な内容となっていることなどが指摘されるところではあるが、他の行政区の国家通用言語文字法の施行規則に該当する法令にみられるような、当地の実状を反映した特色ある規定は確認することができない。

たとえば、広東省の地理的・歴史的条件や実際の言語の使用状況等にかんがみるならば、福建省「国家通用言語文字法」施行弁法のように、香港およびマカオ、台湾ならびに海外の華人・華僑との交流に際しては、方言の使用を許可するという例外措置に関する規定が設定されてしかるべきものと思料されるが、かような規定は存していない。この理由としては、当地の実態をありのまま条文上に反映し、方言の使用に関する例外規定を多数設定するならば、国家通用言語文字の地位および規範性を低下させてしまうおそれがあり、ひいては、かかる風潮が他の行政区にも波及しかねないという立法者の懸念等が推察されるところである。

2.4 広東省国家通用言語文字規定の実際の運用状況等

——方言の使用規制に関する規定を中心に

広東省国家通用言語文字規定が、実際の方言の使用状況を反映した内容でないのであれば、その解釈および運用がどのようになっているのかというところが焦点となってくる。すなわち、一部の規定については、これらが文理解釈され、ただちに適用されようものならば、従前、相当程度自由であった方言の使用が顕著に制限される場面も想定されうところであり、他方において、特段の規制が確認できないのであれば、規定の解釈および運用がきわめて柔軟なものであり、または該当する規定の適用が保留されているものであるということが出来る。以下においては、方言の使用規制という観点から、筆者の収集した社会言語学的資料にもとづいて、広東省国家通用言語文字規定第11条、第12条および第16条の運用状況について検討する。

2.4.1 テレビ放送における方言の使用に関する規定（第11条）

広東省国家通用言語文字規定第11条は、第1項において、テレビ番組やラジオ番組等では、普通話を主たる使用言語とすべきものと規定している。この第11条第1項の規定は、国家通用言語文字法第12条第1項とおおむね同様の内容である。

他方において、広東省国家通用言語文字規定第11条第2項は、方言放送に関する内容となっており、同前段においては、方言を使用して放送を実施する場合には、監督機関の許可を必要とするものと規定し、また、同後段においては、テレビで方言番組を放送するときには、規範漢字の字幕を付すべきものと規定している。この第11条第2項の規定内容は、方言の使用を許可する諸条件を規定した国家通用言語文字法第16条の第1項第2号と平仄のあったものとなっている。

また、広東省国家通用言語文字規定第11条第3項は、映画およびテレビドラマにおいては、普通話を主たる使用言語とし、かつ、字幕等の画面上に表示される文字には規範漢字を使用しなければならないことと規定している。

上記のとおり、当該規定は、方言放送には、許可が必要であるとしており、これは監督機関の裁量に左右される可能性が指摘されることから、市民が今後の方言放送の動向に懸念をしめし、当地の新聞が各種の報道をおこなってきた。広州市のみならず、広東省各地の市民にとっては、本規定制定前年の「2010年広州政協提案」は記憶にあたらしいところであり、1年数か月後に当時とオーバーラップするような事案が生じたことによって、当局は、すきあらば方言放送を制限してくるのではないかという疑念が生じるのは当然のことといえよう。

ところで、広東省においては、従前、各地において方言による放送が相当程度自由に実施されてきてはいたが、かかる姿勢が首尾一貫されてきていたかといえば、かならずしもそうではなかったようである。「2010年広州政協提案」は、いわば青天の霹靂と認識されているところもあるが、これより以前に、言語法という側面においても、広東省人民政府内に方言放送を規制しようという思惑が存していたことを示唆する箇所が確認される。

すなわち、広東省国家通用言語文字規定と関係しているものと目される広東省「国家通用言語文字法」施行弁法（草案）においては、方言放送の規制にかかる規定を確認することができる。2005年2月18日にパブリックコメントが実施された際の同弁法（草案）第12条は、以下のように規定されていた。

第12条 各級のラジオ局及びテレビ局は、アナウンス、司会・進行及びインタビューにおいて、普通話を主たる使用言語とするものとす

る。

- 2 方言を使用して放送を行う場合には、国務院広播電視部門又は本省広播電影電視部門による許可を受けなければならない。同一のラジオ局及びテレビ局の方言による番組の放送時間は、普通話による番組の放送時間を超えてはならない。
- 3 テレビ局が方言による放送を行う場合には、画面上に音声と同時に字幕を付さなければならない。
- 4 映画及びテレビドラマのスクリーン及び画面上において表示される字幕その他文字には、規範漢字を使用しなければならない。

(下線は筆者によるもの)

この第12条は、規定が複数項に分割されているなどの若干の差異を除外すれば、内容的には、大半が広東省国家通用言語文字規定第11条に継承されているものであるが、注目すべきは、同第2項後段（下線部分）であり、同一の放送局においては、方言番組を普通話の番組より長時間放送してはならないことと規定している。当該規定は、中国の他の地域においてであれば、別段気にするような内容ではないかもしれないが、以下のような広東省の実態にてらしてみるならば、規制の強化と判断されるべきである。

すなわち、これまで広東省においては、広東電視台珠江チャンネルおよび南方電視台衛星チャンネルが粵語専門チャンネルとして、梅州電視台客家公共チャンネルが客家語専門チャンネルとして、それぞれ放送を許可されていることを筆頭とし、珠江デルタ一帯から同省西部にかけての各テレビ局が粵語放送、同省東部の潮汕地区⁴⁴⁾の各テレビ局が潮州語放送、同省東部から北部一帯の各テレビ局が客家語放送を実施してきており、チャンネルによっては、1日の放送の大半が方言番組であることもめずらしくは

なかった。したがって、広東省においては、かりにも方言放送の放送時間が、1日の全放送時間の半分以下とされるならば、大規模な規制といっても過言ではないのである。

上記の弁法（草案）第12条第2項後段の規定が、立法過程のいずれの段階において、いかなる理由により削除されたのかについては、つまびらかになっていない。ただし、2010年の「撈粵語行動」の状況等からするならば、かような方言規制にかかる規定が残存したままの状態、広東省国家通用言語文字規定が制定されることは困難であったといえるだろう。

さて、以上のような広東省国家通用言語文字規定第11条の規定内容やこれに関する背景等をふまえたうえで、当該規定の実際の運用状況について確認してみたい。

まず、方言放送に対する規制がなされているかいなかを判断するにあたっては、広東省国家通用言語文字規定の施行以前に、方言番組を主体とした放送を実施してきた各チャンネルの現状を把握しておく必要があるだろう。表2は、2013年2月4日の18時から24時にかけての珠江デルタ地区、潮汕地区および梅州地区の各チャンネルの番組表であり、タイトルの右側に使用言語を括弧書きにしてある⁴⁵⁾。

表2をみれば一目瞭然であるが、いずれのチャンネルもごく一部の普通話による番組をのぞいて⁴⁶⁾、方言番組が大多数をしめている⁴⁷⁾。また、こうした状況は、0時～17時までの時間帯においても同様であり、表2中の各チャンネルは、ほぼ終日にわたって方言放送を実施している⁴⁸⁾。

また、広東省においては、表2でとりあげていないテレビ局の各チャンネルでも、いまなお方言放送がなされている。たとえば、東莞電視台、佛山電視台、江門電視台、肇慶電視台、茂名電視台等が粵語放送、揭陽電視台や汕尾電視台等が潮州語放送、惠州電視台等が客家語放送をそれぞれ実施している。さらに、同省内においては、各地のテレビ局の配信により、

表2 2013年2月4日18時-24時の広東省の各地区のチャンネルの番組一覧

珠江デルタ地区			
広東電視台珠江チャンネル	南方電視台衛星チャンネル	広州電視台綜合チャンネル	深圳電視台公共チャンネル
18:00 珠江新聞眼 (粵)	18:00 警戒線(粵) 18:23 華夏探秘 (粵)	18:15 広視新聞 (粵)	18:00 18点新聞 (粵)
19:05 嫁入豪門 (26)(粵)	18:33 歡樂送(粵)	19:10 天氣預報(無 音声)	18:39 外来媳婦本地 郎(粵)
20:00 新聞簡報 (粵)	18:40 南方氣象 (普)	19:15 美食情緣 (6)(粵)	19:08 外来媳婦本地 郎(粵)
20:05 嫁入豪門 (27)(粵)	18:50 都市笑口組 (粵)	19:37 美食情緣 (7)(粵)	19:36 怪医文三塊 (19)(粵)
21:00 今日關注 (粵)	19:12 城事特搜 (粵)	20:00 新聞快訊 (粵)	20:24 怪医文三塊 (20)(粵)
22:05 白領公寓 (57)(粵)	20:05 講開又講 (粵)	20:45 今日報道 (粵)	21:11 怪医文三塊 (21)(粵)
22:40 誘情轉駁 (7)(粵)	20:20 第一故事 (粵)	21:30 新烏龍山剿匪 記(41)(粵)	21:55 新聞廣場 (粵)
23:30 誘情轉駁 (8)(粵)	20:43 每日一招 (粵)	22:15 新烏龍山剿匪 記(42)(粵)	22:45 星光影院 (粵)
	20:50 真實故事 (粵)	23:00 夜間新聞 (粵)	
	21:20 南方報道 (粵)	23:25 今晚大件事 (粵)	
	21:45 南方氣象 (普)		
	21:52 第一桶金 (5)(粵)		
	23:30 今日最新聞 (粵)		
潮汕地区		梅州地区	
汕頭電視台經濟生活 チャンネル	潮州電視台新聞綜合 チャンネル	梅州電視台客家公共 チャンネル	
18:30 今日視線 (潮)	19:00 CCTV新聞聯 播(轉)(普)	18:15 圍屋人家 (客)	
19:30 厝邊頭尾 (潮)	19:35 潮州新聞 (潮)	21:00 維樞820(客)	
20:00 汕頭新聞 (潮)	20:00 天天好生活 (潮)	21:12 財富屋家 (客)	
20:25 尖刀隊(普)	20:35 真情追蹤 (潮)	22:30 事事關心 (客)	
23:20 養生有道 (潮)	21:15 世情世理 (潮)	23:45 圍屋人家 (客)	
23:40 美食潮(潮)	21:40 民生直播室 (潮)		
	22:20 幸福滿滿 (4-5)(普)		

(普：普通話，粵：粵語，潮：潮州語，客：客家語)

粵語放送がなされている香港の無線電視（TVB）翡翠台および亞洲電視（ATV）本港台を終日視聴可能な地域が広範におよんでいる。くわえて、現在にいたるまで、2010年の「撐粵語行動」のような市民による大規模な抗議活動等は確認されない。

したがって、上記の諸状況からするならば、広東省におけるテレビの方言放送に関しては、総じて、従前の状況から特段の変化はみとめられず、広東省国家通用言語文字規定第11条に則して、なんらかの規制がなされているものと判断することはできない。また、広東省国家通用言語文字規定第11条第2項においては、方言番組の放送には、行政機関による許可が必要とされているが、各チャンネルの毎日の方言番組の放送数量からするならば、実際のところは、実質的な審査等がなされることはなく、届出程度の手続でたりるのではないかと推察される。

2.4.2 出版物における方言の使用に関する規定（第12条第1項）

広東省国家通用言語文字規定第12条第1項は、漢語文による出版物は、国家通用言語文字の規範および基準に適合している必要があるものと規定している。この第12条第1項の規定は、国家通用言語文字法第11条第1項とおおむね同様の内容である。ただし、国家通用言語文字法第16条第1項第4号においては、出版、教学および研究に必要とされる場合には、方言の使用がみとめられるものと規定しているが、広東省国家通用言語文字規定には、これに該当するような規定は存していない。

さて、広東省国家通用言語文字規定第12条第1項にいう国家通用言語文字の規範および基準に適合している漢語文についてであるが、同第3条第1項が、国家通用言語文字とは、普通話および規範漢字のことでありと規定したうえで、同第2項が普通話について、同第3項が規範漢字について、それぞれ規定していることからすれば、この両者に適合したものとい

うことができる。すなわち、広東省国家通用言語文字規定第3条第2項に規定されている普通話を、同第3項に規定されている規範漢字で記載したものが、同第12条第1項による漢語文ということである。さらに、より端的にいうならば、第12条第1項の規定する漢語文とは、現在、中国語圏で共通に使用されている標準的な中国語の書記言語——各地で中文や華文等と称され、本邦において一般に中国語とされているもの——を規範漢字、すなわち、簡体字で記載したものと理解してさしつかえない。

かかる第12条第1項の規定内容に関しては、中国の他の地域においてであれば、特段問題視されることはないものと思料される。けだし、中国においては、各地に多種多様な方言が存している一方で、原則として、これらの使用は音声言語に限定され、かつ、書記言語としては標準的な中国語が使用されているからである。また、かりにも当該規定に違反していると指摘される事象があるとすれば、流行語やネット用語、台湾風の表現などのいわゆる「ことばの乱れ」が想定されうるところであるが、これらはあくまで標準的な中国語の範囲内の問題ということができよう。

しかしながら、粵語の使用がひろくみとめられる広東省では、上記のような標準的な中国語の範囲内の問題のみならず、この範囲外の問題も想定されう。粵語は、書記言語の体系を有する方言としては稀有な存在であり、香港においては、新聞や雑誌等を中心に、粵語による出版物が多数発行されている⁴⁹⁾。拙稿〔小田2011〕においても若干ふれたところであるが、従前より、広東省の珠江デルタ一帯においては、香港の影響をうけたものとみられる粵語による新聞や雑誌等の出版物が確認されていた⁵⁰⁾。

広東省国家通用言語文字規定第12条第1項にてらし、かつ、本規定に国家通用言語文字法第16条第1項第4号のような方言の使用にかかる例外規定が存しないことにかんがみるならば、標準的な中国語とは体系のことなる粵語の書記言語による出版物は不適切といわざるをえず、規制の対象と

されても不思議ではない。また、粵語を記載するに際しては、さまざまな方言字を使用することが通例であるが、これらは規範漢字の規範および基準に適合しているものとはいいがたく、文字の面からの指導がなされる蓋然性もたかはずである。

それでは、広東省国家通用言語文字規定が施行されて以降、粵語による出版物がどのような状況となっているかについて確認してみたい。

表3および4は、以前より粵語の使用がみとめられていた南方声屏報社の「潮 in MAGAZINE」および声屏花社「新望 NEO WEEKLY」の表紙および全ページにおける粵語の使用状況をとりまとめたものである⁵¹⁾。

表3および4をみるかぎり、2誌における粵語の使用比率は、漸増しているものといえることができる。もちろん、これらの例をもって広東省で出

表3 南方声屏報社「潮 in MAGAZINE」における粵語の使用比率等

号数	5	31	40
発行日	2011.9.5	2012.8.27	2012.12.31
表紙における 粵語の有無	+	+	+
全ページ数 (A)	156	140	140
粵語の存する ページの数 (B)	93	89	93
割合 (B/A)	59.6%	63.6%	66.4%

表4 声屏花社「新望 NEO WEEKLY」における粵語の使用比率等

号数	313	338	347
発行日	2011.9.9	2012.8.24	2013.1.4
表紙における 粵語の有無	+	+	+
全ページ数 (A)	208	192	192
粵語の存する ページの数 (B)	105	100	114
割合 (B/A)	50.5%	52.1%	59.4%

版されている一部雑誌等における粵語の使用率が上昇傾向にあるものとしたちに結論づけることはできないが、本稿の主たる関心事である方言の使用に対する規制という観点からいうならば、2012年3月1日の広東省国家通用言語文字規定の施行後においても、施行以前と同等以上の粵語の使用が確認されたことから、当該規定による影響はみとめられず、当局による取締りなどはなされていないものと推察される⁵²⁾。

また、2誌における文字使用の面については、代表的な粵語方言字である「咁」、「啲」、「嘅」、「咽」、「咗」、「冇」、「啱」などが広範にわたって確認できるだけでなく、一部には、外字と認定されるフォントもみとめられ⁵³⁾、およそ規範漢字の規範および基準に適合しているものとはいえない状況であるが、この点をもってしても、特段規制の対象とはされていないようである。

したがって、広東省において出版されている一部の雑誌に関していうならば、今日においても依然として粵語の使用が相当程度みとめられ、かつ、粵語方言字の使用も広範におよんでいることから、すくなくとも現時点においては、広東省国家通用言語文字規定第12条第1項に則して、なんらかの規制がなされているものと判断することはできない。

2.4.3 広告における方言の使用に関する規定（第16条）

広東省国家通用言語文字規定第16条は、広告に使用される言語は、国家通用言語文字の規範および基準に適合している必要があるものと規定している。この第16条の規定内容については、国家通用言語文字法第14条第1項第3号と対応したものである。

当該規定からするならば、ラジオCMやテレビCM等の音声言語による広告には、普通話を使用することとし、テレビCMが画面上に文字を表示する場合には、規範漢字を使用することとすべきものと解釈される。

また、屋外広告、交通広告、インターネット広告その他の書記言語による広告は、出版物と同様に、標準的な中国語を簡体字により記載したものとすべきとすることができる。以下においては、さしあたり街頭や駅構内等に掲示されている書記言語による広告に範囲を限定して、具体的事例について記述したい。

広東省の街頭や駅構内等における広告の使用言語に関しては、従前、一部に粵語が使用されている例が確認されてきた。筆者が、2004年8月7日に広州市地下鉄1号線の全駅のホーム内の広告を調査したところ、全110種類、計695枚のうち、粵語要素を包含していると認定されたものは、2種類⁵⁴⁾、計35枚であり、この2種類の粵語の広告が確認された駅は、16駅中12駅であって、全体の75%に達した。また、その後も、筆者が同省の広



図1 屈臣氏社「沙示」
「我就钟意飞糖！（わたしはやっぱりドライがスキ！）」

（2012年8月31日体育西路駅構内にて筆者撮影）

中華人民共和国の言語法「広東省国家通用言語文字規定」について

州市や深圳市等に滞在中、粵語の広告は散見されてきていた⁵⁵⁾。さらに、同省においては、商業広告にかぎらず、行政機関等による広告においても粵語の使用がみとめられる例も存していることが確認されていた⁵⁶⁾。

本件に関しては、2004年ほどの大規模かつ体系的な調査を実施してはいるが、広東省国家通用言語文字規定施行後においても、依然として広告における粵語の使用例はみとめられるところである。以下においては、筆者の確認した3例をしめすこととしたい。

第1に、図1は、2012年8月に広州市地下鉄の体育西路駅構内において筆者が撮影した屈臣氏社の清涼飲料水「沙示」の広告である。当該広告は、広州地下鉄の楊箕駅のホームその他の場所でも複数確認することができた。この広告コピー中の「钟意」は、粵語の語彙と認定される⁵⁷⁾。



図2 廣州日報「广州 知多D」



図3 廣州日報「广州 早晨」



図4 廣州日報「广州 好野」

(2013年1月1日公園前駅にて筆者撮影)

第2に、図2、3および4は、2013年1月に広州市地下鉄の公園前駅構内において筆者が撮影した広州日報の創刊60周年記念にかかる広告である。各図において毛筆風の大型フォントで表示されている「知多D」⁵⁸⁾、「早晨」⁵⁹⁾および「好嘢」⁶⁰⁾は、おしなべて粵語の語彙・表現と認定される。

広州日報は、中国共産党中央宣伝部の機関紙であり、同省の珠江デルタ一帯から華南地区にひろく流通している新聞であることから、本来であれば、もっとも規範的な言語の使用をもとめられる立場にあるものと認識される。しかし、[雷・羅2010]等によれば、同紙は、地域的特色をうちだすために、紙面において粵語を使用していることとされており、現在でも記事や挿絵等に粵語の使用がみとめられる。当該広告は、同紙が拠点をおく広州市において、同市の市民を主たる対象としたものであり、より親近感をもってもらえるよう、当地の主要な方言である粵語を使用したものと思料されるところである。

第3に、図5は、2012年8月に広州市越秀区の北京路において筆者が撮影した広州市精神文明建設委員会弁公室および広州市創建文明城市聯席會議弁公室による「文明城市 和諧広州（文明的な都市 調和のとれた広州）」と題された広告である。当該広告は、2011年9月から2013年1月にいたるまで、2012年3月1日の広東省国家通用言語文字規定の施行以降も撤去されることはなく、長期間にわたり、かつ、広州市の街頭、地下鉄駅構内・ホーム、地下鉄車内、バス車内その他の場所において、多数確認されたものである。

そして、写真の各人物の下部に記載されたテキストを拡大したものが図6から図11であるが、このうち図7、9および11は、粵語のみならず各地の方言が使用されているものと認定される。すなわち、図7では、「朶己郎（自己人）」⁶¹⁾という閩南語の語彙が、図9では、「阿拉」⁶²⁾という上海



图5 广州市精神文明建设委员会办公室·广州市创建文明城市联席会议办公室
「文明城市 和谐广州（文明的な都市 調和のとれた広州）」



图6

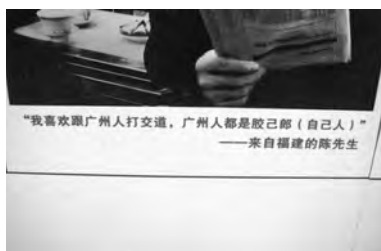


图7



图8

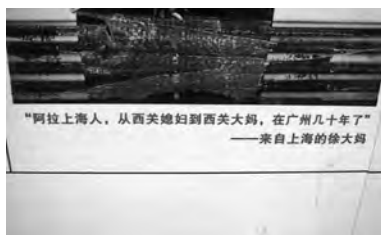


图9

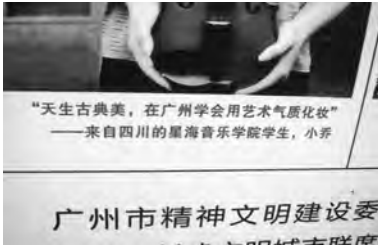


図10

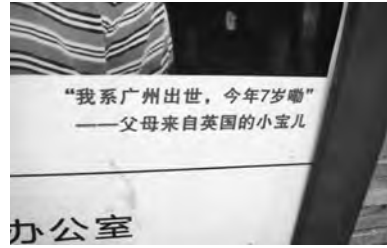


図11

(2012年8月30日広州市越秀区北京路にて筆者撮影)

表5 図6～11のテキストのまとめ

図6	“My chinese name is Chen De Ren, I live in GuangZhou for 40 years” 来自澳洲的老教授，中国名字 <u>陈德仁</u>
図7	“我喜 <u>欢</u> 跟广州人打交道，广州人都是 <u>朕</u> 己郎（自己人）” 来自福建的 <u>陈先生</u>
図8	“喝喝茶，听听书，小 <u>长沙</u> 变成老广州了” 来自湖南 <u>长沙</u> 的 <u>梁伯</u>
図9	“ <u>阿拉</u> 上海人，从西关 <u>媳妇</u> 到西关 <u>大妈</u> ，在广州几十年了” 来自上海的 <u>徐大妈</u>
図10	“天生古典美，在广州学会用 <u>艺术气质</u> 化妆” 来自四川的星海音乐学院学生， <u>小乔</u>
図11	“ <u>我系</u> 广州出世，今年 <u>7岁嘞</u> ” 父母来自英国的小宝儿 (下線は筆者によるもの)

語の語彙が、図11では、「我系广州出世，今年7岁嘞」（ほくは広州でうまれて、今年で7歳になるんだ）という粵語の文が、それぞれ使用されている。

当該広告は、商業広告である前2者とはことなり、行政機関によるものである。当該広告の例からするならば、本来、非規範的な言語の使用を規制する立場にある行政機関であっても、広告等において方言を使用しているものということができる。

さらに、当該広告に関して指摘されるのは、広州市が、方言をもふくめた言語の多様性を尊重する姿勢を明確にうちだしている点である。当該広

告は、文明的で調和のとれた都市としての広州市を表現し、かつ、これを志向していることをアピールするものとみられるが、ここでいう調和のとれた状態とは、国内外の各地の出身者が共存していることを意味し、これが実現されるためには、言語の多様性を尊重することが必要であると解釈することができる。そして、イギリス人の両親をもつ児童の使用言語が粵語であるということは、方言を尊重する姿勢を強調するにとどまらず、ともすれば、かえって当地の訪問者に対し、当地における普通話の地位や普及率等が、かならずしもたかいものではないのではないかという疑問または誤解を生じさせる可能性さえ指摘される⁶³⁾。

こうした大胆ともいえる方言尊重姿勢がうちだされた背景には、2010年の「撐粵語行動」以降に生じた方言に対する規制を強化するのではないかという市民からの不信感を払拭するねらいがあるものと思料されるが、とはいえ、広州市としては、一旦こうした措置を講じたならば、前言を撤回して、これに逆行することは、さらに困難となるわけであって、非常におもいきった判断にふみきったといえよう。

いずれにせよ、以上の3例からするならば、広州市の地下鉄駅構内・ホームや街頭等に掲示されている広告においては、現在も粵語その他の方言の使用がみとめられ、しかも広告主には、企業のみならず、中国共産党中央宣伝部の機関誌および行政機関もふくまれていることから、現時点においては、広東省国家通用言語文字規定第16条に則して、なんらかの規制がなされているものと判断することはできない。なお、付言するに、第3例の内容にてらしてみれば、すくなくとも広州市においては、粵語をはじめとする方言を尊重するという意思表示が明確になされており、この点をもってすると、今後もただちに規制が強化されるものとは想定しがたいところである。

3.0 まとめにかえて

広東省は、香港およびマカオと隣接し、また、海外の華人・華僑を多数輩出してきた地である。さらに、1980年代以降は、省内に経済特区の深圳市、珠海市および汕頭市を擁し、中国の改革開放を牽引してきた。

こうした地理的・歴史的な条件ゆえに、従前、当局は、方言の使用に対して、きわめて寛容な態度をとってきた。たとえば、同省は、1987年に国家言語文字工作委员会および広播電影電視部⁶⁴⁾により公布された規範性文件である「ラジオ、映画及びテレビにおける正確な言語の使用に関する若干の規定」⁶⁵⁾第2項にいう「特殊な状況がみとめられる地方」と認定されることから、方言によるラジオ番組の放送が許可されるとともに、当該規定に準じてテレビ放送における方言の使用もみとめられてきた⁶⁶⁾。また、同省は、2004年から2005年にかけて、国家広播電影電視総局より発出された方言番組禁止令⁶⁷⁾の影響も特段うけることはなく、方言放送が主体のチャンネルが多数存するという中国国内で他に類をみない環境下にあった。

しかし、近年においては、「2010年広州政協提案」が好例であるが、広東省内においても方言番組を規制しようという意向が皆無ではないことがあきらかとなってきていた。また、かかる意向については、上記のとおり、2005年の段階において、草案段階の言語法の規定上にもみいだすことができたところである。

前節でみてきたとおり、広東省国家通用言語文字規定の施行後も、ひとまず現段階においては、方言の使用に対して、特段の規制が課されているものとは判断できない。かかる状況については、当局が方言の使用に関する規定をきわめて柔軟に解釈し、かつ、運用しているのか、または該当する規定の適用をひとまず先送りしているのか、ただちに判断しかねるところではあるが、いずれにしても、市民による抗議活動やマスメディアの報

道等が無視できないものであり、これらが相当程度斟酌されているということは確実視してよからう。広東省人民政府が、異例の記者会見まで開催し、方言放送に対する規制がないものと言明したことは、この証左でもある。また、前節で記述した一連の経緯や諸状況等にかんがみるならば、当局がすぐさま方針を転換し、方言の使用に対して過度な規制を課すものは、にわかに信じがたい。

さはさりながら、現在のような均衡状態が長期にわたって安定的なものかについては、以下の理由から、疑問なしとすることができないところでもある。

すなわち、第1に、上記のような広東省国家通用言語文字規定の運用は、やはり適当なものとはいいがたく、方言の使用状況と該当する規定の内容の乖離がはなはだしければ、本規定は、単なるスローガンにすぎないのではないかという批判がなされ、または法令としての存在意義がとわれることとなりかねない。また、他の行政区における方言の使用に関する諸規定の運用と、広東省のそれとの間に多大なる差異が存しているとすれば、いわば二重の基準を容認することともなる。かかる状況にかんがみれば、中央政府からの指示または他の行政区とのかねあいから、より厳格な運用がなされることとなっても不思議ではない。

第2に、たしかに広東省の要人らは、方言規制が強化されるようなことはないと言明したものの、これが永続的なものかはさだかでない。2005年の広東省「国家通用言語文字法」施行弁法（草案）第12条第2項後段や「2010年広州政協提案」などの例は、同省の方言寛容路線がかならずしも盤石なものではなく、方言規制派も一定程度の勢力を形成していることをうかがわせるものである。広東省の執行部の人員体制や中央政府との関係などが変化すれば、これにともない方針も一変することがかんがえられる。

第3に、方言の使用状況についても、当然のことながら、不断に変化し

ていくはずである。この点に関連していうと、たとえば、すでに監督機関の管理下におかれているテレビ放送およびラジオ放送であれば、現状を維持し、またはなんらかの問題が生ずるまえに処理することが可能であろうが、本稿でみてきた出版物や広告等における方言の使用については、現段階においては、直接的に管理の対象とされているものとはかんがえがたいところである。かりにも、現在は限定的である出版物や広告等における方言の使用が、より広範にわたり、かつ、高頻度でみとめられるようになったならば、これに対する規制が開始されることも想定される⁶⁸⁾。

第4に、広東省国家通用言語文字規定自体も、決して恒久的なものではない。現在、中国の省、自治区および直轄市レベルの行政区の国家通用言語文字法の施行規則に該当する法令が改正または廃止された例は確認できないが、上海市に関していえば、2008年の同市人民代表大会常務委員会公報において、上海市「国家通用言語文字法」施行弁法を改正すべきという議案⁶⁹⁾も確認されるところであり、広東省国家通用言語文字規定が改正され、方言の規制に関する規定が追加される可能性もある。

以上の諸点は、集約・換言するならば、法令の運用および改廃、政治的動向、ならびに言語の使用状況ということができ、今後の広東省における方言規制の形勢のみならず、広東省国家通用言語文字規定全般を考察するに際して、いずれも不可欠の要素であり、さらには、程度の差はあれ、中国各地の国家通用言語文字法の施行規則に該当する法令を考察するにあたって、共通して必要とされる視点ということができらるだろう。そして、いうまでもなく、これらはいずれも現在進行形でたえず変化しつづけているのである。

注

- 1) 代表的なものとして、[渋谷2005]などが存する。

- 2) 法と言語学会のホームページには、「法と言語」の7点の研究対象のうち第4点として「言語権・言語法」があげられている（法と言語学会ホームページ〈設立趣意〉：<http://jalljpn.org/about.htm>）。また、法言語学の角度から言語法にアプローチしたものとしては、[橋内2012] が存する。
- 3) 本稿においては、諸制度のことなる香港特別行政区およびマカオ特別行政区ならびに台湾については、独立した地域とみなし、中国にはふくめない。
- 4) 代表的なものとして、[岡本1999] [庄司2003] などがあげられる。
- 5) たとえば、[藤井（宮西）2003] では、中華人民共和国国家通用言語文字法が制定されるまでの経緯・経過等について記述がなされている。
- 6) 憲法第5条第1項は「中華人民共和国は、依法治国を実施し、社会主義法治国家を建設する。」と規定している。
- 7) 実例としては、[陳章太2003] [薄・頼2009] などがあげられる。
- 8) [江2012：pp.55-63]によれば、本邦においては、法律の授権がないかぎり、行政機関が国民の権利・義務を創設する法規を定立できないのに対して、中国では、「法律の優位」の原則は採用されているものの、行政機関が法律の委託なしに国民の権利を制限し、義務を課し、かつ、罰則を設けることが可能であるとしている。
- 9) 言語法に関する専門書としては、中華人民共和国国家通用言語文字法のオフィシャルガイドブックである『中華人民共和国国家通用語言文字法学習読本』や、言語法・言語権等に関する [劉紅嬰2006]、法言語学に関する [周・王・蘇2003] などがみとめられる。
- 10) 本邦においては、政策指示文書とも称され、「通知」、「指示」、「決定」等の名称がとられている。これらについての法的性格には濃淡があり、後述する「浙江省広播電視局による方言番組の管理強化に関する通知」（原名：浙江省広播電視局關於進一步加強方言類節目管理的通知）のように、地方政府規章に関するより詳細な内容を規定し、もって補完しているような場合については、法的拘束力を有するものと解釈することができる。一方、直接的に法令を補完する内容となっていない規範性文件については、法的拘束力を有するわけではなく、努力義務を規定したソフト・ロー的なものと解釈される。
- 11) 代表的なものとして、1958年の周恩来による「目下の文字改革の任務」（原名：當前文字改革的任務）や、1992年の江沢民による「言語・文字に係る事業に関する重要な3条の意見」（原名：關於語言文字工作的三條重要意見）などがあげられる。
- 12) 原名：広東省国家通用語言文字規定。なお、本邦においては、通常、「規定」という場合には、法令等の個々の条項のことをいい、一定の目的のため

にさだめられた一連の条項のことは「規程」や「規則」などと称されるが、本稿においては、この点につき現地の名称を採用し、終始「規定」と記載することとする。

- 13) 原名：中華人民共和国国家通用語言文字法。
- 14) 本法については、『現行中華人民共和国六法』に邦文訳が存する。
- 15) 本邦においては、一般に「簡体字」といわれる簡略化された漢字のことである。
- 16) 原名：關於學習宣傳和貫徹實施「中華人民共和国国家通用語言文字法」的通知。
- 17) 原名：国家語言文字工作「十五」計畫。
- 18) 原名：一類城市語言文字工作評估標準（試行）。
- 19) 黒竜江省ならびに新疆ウイグル自治区およびチベット自治区の場合には、既存の言語に関する法令を改正することにより、国家通用語言文字法の施行規則としての機能をもたせることとした。
- 20) 現段階においては、河南省および青海省では、いまだ該当する法令が制定されていない。他方において、ハルピン市・西安市等の副省級市や、韶關市・貴陽市等の地級市などでは、国家通用語言文字法の施行規則に該当する法令が制定されている。
- 21) 「弁法」、「規定」および「条例」の3者については、法体系上の階層や内容に応じて選択されるものではなく、各行政区において任意に決定できるものである。また、地方性法規と地方政府規章とは、たしかに形式上は、ことなる階層の法令であるが、同一行政区において、国家通用語言文字法の施行規則に関する法令として、いずれか1者のみが存在しているかぎりにおいては、実質的な作用に相違はないものとかがえられる。
- 22) 原名：福建省實施「中華人民共和国国家通用語言文字法」弁法。
- 23) 原名：浙江省實施「中華人民共和国国家通用語言文字法」弁法。
- 24) 浙江省の場合には、さらに浙江省「国家通用語言文字法」施行弁法の下位に位置づけられる規範性文件「浙江省廣播電視局による方言番組の管理強化に関する通知」（原名：浙江省廣播電視局關於進一步加強方言類節目管理的通知）において、方言番組の規制に関するより詳細な規定が存している。また、江蘇省においても同様に、「全省におけるラジオ及びテレビでの方言番組の管理強化に関する通知」（原名：關於加強全省廣播電視方言類節目管理的通知）という規範性文件が発出され、方言番組の放送数量等の規制がなされている。
- 25) 「広東省国家通用語言文字規定」經省政府常務會議原則通過：<http://www.>

- china-language.gov.cn/15/2011_12_19/1_15_5027_0_1324266131375.html
- 26) 原名：広東省国家通用語言文字使用規定（草案）。
 - 27) 原名：広東省實施「中華人民共和国国家通用語言文字法」弁法（草案）。
 - 28) 関于征求对「広東省實施『中華人民共和国国家通用語言文字法』弁法（草案）」意見的函：<http://yw.gzjkw.net/show.asp?id=477>
 - 29) 当該パブリックコメントに関しては、その結果が公表されてはならず、いかなる意見がよせられ、かつ、それらがいかに反映されたかについては、あきらかとなっていない。
 - 30) 原名：広東省語言文字工作委員會2008年工作要点。
 - 31) 原名：中共広東省委教育工委広東省教育庁2010年工作要点。
 - 32) 原名：広東省語言文字工作委員會2010年工作要点。
 - 33) 中国および香港における当該運動の呼称である。
 - 34) 本件の詳細については、拙稿〔小田2011〕を参照のこと。
 - 35) 羅偉其在全省2011年度教育工作會議上講話（広東工貿職業技術學院のホームページ（<http://www.gdgm.cn/>）に掲載されている。）
 - 36) かかる手続は、本項冒頭でふれた広東省言語文字工作委員會弁公室の説明、すなわち、2010年6月に広東省教育庁が、同人民政府に対して同案の審議を具申したという箇所と矛盾しているものといえる。
 - 37) 「広東省国家通用語言文字使用規定」（草案）調研組到東莞市召開征求意见座談会：http://yywz.edugd.cn/web/loadWebPage.do?87_21119_1963_4
 - 38) 「広東省国家通用語言文字使用規定」（草案）調研組莅臨江門市展開調研：http://yywz.edugd.cn/web/loadWebPage.do?87_21129_1963_4
 - 39) 上記第1点との関連でいえば、「弁法」と「規定」という名称のちがいに着目し、こうした名称変更にともない、法令の形式や諸手続等にも変化が生じたのではないかとの意見もきかれそうであるが、広東省においては、地方政府規章にも「弁法」という名称の法令が確認されるところであって、この点の可能性は阻却される。
 - 40) 省政府召開新聞發布會通報通用語言文字規定有關狀況：http://www.gd.gov.cn/gdgk/gdyw/201112/t20111226_154125.htm
 - 41) 粵語による広東の地方劇のことである。
 - 42) 2011年12月19日午前0時9分配信：sankei.jp.msn.com/world/news/111219/chn1112190011000-n1.htm
 - 43) 国家通用語言文字法に「法律責任」（法的責任）という章が設定されなかった件については、〔藤井（宮西）2003〕を参照のこと。
 - 44) 潮汕とは、潮州市および汕頭市の頭文字からなるものであるが、潮汕地区

- という場合には、いわゆる潮州文化を共有する地域のことをさし、両市以外にも揭陽市その他の行政区を包含する概念である。
- 45) 同表の作成に際しては、インターネットを利用し、実際に、当日の該当時間の各テレビ局のストリーミング放送等をリアルタイムで視聴することにより、使用言語の確認作業を実施した。
 - 46) 南方電視台衛星チャンネルの「南方氣象」(18:40, 21:45)については、普通話によるポップミュージックがバックミュージックでながれていたことから、普通話の使用と認定しているが、時期によっては、粵語のポップミュージックが使用されることもありうる。
 - 47) 広州電視台綜合チャンネルの「美食情緣」や「新烏龍山剿匪記」、深圳電視台公共チャンネルの「怪医文三塊」などは、中国国内の他のテレビ局が制作した普通話のドラマを粵語に吹き替えたものである。また、南方電視台衛星チャンネルの「第一桶金」も台湾のテレビ局が制作した華語のドラマの粵語版である。これらは、他の地域ではあまり確認することのできない稀有な例といえよう。
 - 48) 0時から17時にかけて放送されている番組については、複数日にわけて、各テレビ局の録画データその他の動画を利用し、同一番組のことなる放送回ものを複数確認した。
 - 49) 香港における粵語による出版物等については、[吉川2002]を参照のこと。
 - 50) この点に関連する先行研究としては、[Pawel2005] [雷・羅2010] [鄧小琴2012] 等が存する。
 - 51) 本稿においては、[吉川2002]のいう「書面粵語」または「粵語混在文」のいずれかに該当する場合に、粵語が使用されているものとした。
 - 52) 現時点においては、2誌以外にも、「紫六周」や「娛樂双周」等の雑誌にも粵語の使用がみとめられる。また、香港で出版されている雑誌であり、かつ、粵語の使用頻度のたかい「東方新地」をコンビニエンスストアや雑誌スタンドで購入することも可能である。
 - 53) たとえば、文末語気詞の「㗎」は、それぞれ口偏のサイズ・位置がことなり、かつ、前後のフォントとも精度のことなる文字であることがみとめられた。また、「美人モデル」の意味である「靚摸」の場合には、「靚」に口偏が付されている文字が使用されている例が多々みられたが、こうしたときにも、各雑誌の各号で、口偏のサイズ・位置が微妙にことなっていることが確認されたところである。
 - 54) 中国移动通信社の「省内游全包价 低至0.39/分钟 梗係开心降“乐”」(省内どこでもこの料金 1分たったの0.39元 やっぱりうれしいこの「着陆」)

- およびインターネットのポータルサイトである新浪広東の「睇身边的新闻 搵好食好玩 上新浪广东」（身近なニュースをよんだり 美味しいものや楽しいところをさがすなら 新浪広東にアクセス）である。
- 55) たとえば、2006年9月には、深圳市の地下鉄駅ホームにおいてIDA社の「**揀自己钟意嘅**」（自分のすきなのを選ぶ）というコピーが確認された。また、2007年9月には、広州市の地下鉄駅ホームに掲示されていた南方電視台のドラマ「**武十郎**」の広告中に「**仲有边个够我威!!**」（かかってこい!!）というコピーが確認されていた。さらに、2008年3月には、広州市の地下鉄駅構内において、SONY社のデジタルカメラCyber-shotの「**有型，有色**」（カッコいい，カラフル）というコピーが確認されている。くわえて、2011年1月にも、広州市の地下鉄駅構内において、レストラン月嬌軒の「**你仲等咩呢？ 嗱嗱声来抢位啦！**」（何やってるの？ 急いで席をとらなくっちゃ!）およびショッピングモール文昌購物広場の「**呢个圣诞仲唔来文昌購物广场玩吓**」（今年のクリスマスは、文昌購物広場で遊んじゃおう）というコピーが確認された。
- 56) 2004年には、地下鉄駅構内等に掲示されていた中国郵政のEMSの広告中に「**一次搞掂**」（一度でちゃんと処理）というコピーが確認されていた。
- 57) 「好き」、「好む」等の意味の粵語の語彙であり、普通話の「**喜欢**」等に該当する。当該単語については、「中意」と記載されることもあり、かかる場合には、普通話との判別が困難なときもあるが、「**钟意**」という記載であれば、粵語の語彙と判定するほかない。
- 58) 粵語方言字を使用して「**知多啲**」と記載されることもあるが、「もっと知る」の意味である。なお、普通話では「**多知点**」とされるところであり、文法的にもことなる。
- 59) 「朝」という意味であれば、普通話と認定することもできるだろうが、ここでは粵語の「おはよう」という挨拶語として使用されているものと判断される。
- 60) 「すごい」、「すばらしい」等の意味であり、普通話の「**很棒**」、「**厉害**」等に該当する。
- 61) 「身内」、「仲間」、「**刎頸の友**」等の意味である。なお、当該単語については、台湾においては、「**自己人**」と記載して、訓読させることが一般的であるが、ここでは、普通話や粵語等の語彙ではなく、あくまで閩南語の語彙として認識させるためにあえて「**朥己郎**」と記載されているものと認識される。
- 62) 「わたし」という意味である。
- 63) もちろん、これに対しては、「**当地に40年在住しているオーストラリア人**

大学教授の中国名が“Chen De Ren (陳徳仁)”という普通話となっているではないか。」という広告主の反論も想定されるところではある。

- 64) 国家廣播電影電視総局の前身の機関である。
- 65) 原名：関于廣播，電影，電視正確使用語言文字的若干規定。
- 66) 本件の詳細については，拙稿 [小田2011] を参照のこと。
- 67) 2004年10月13日の「区域外の吹替え版ラジオ・テレビ番組放送の管理強化に関する通知」(原名：関于加強訊制境外廣播電視節目播出管理的通知) や，2005年10月8日の「テレビドラマにおける規範言語の使用に係る件の再度言明に関する通知」(原名：関于進一步重申電視劇使用規範言語的通知) などがあげられる。
- 68) これに関連する件として，[朝日新聞2013.01.08] は，「全国組織機構コード管理センター」において，従前みとめられてきた繁体字による公印を押印した文書の提出が急に拒否され，簡体字(規範漢字)の公印でなければ受領されなくなったことを報じている。これは，社会における繁体字をもてはやす風潮をうけ，簡体字(規範漢字)の使用を徹底することを目的とした措置とされる。
- 69) 上海市人民代表大會常務委員會広報：関于修改「上海市實施『中華人民共和國国家通用語言文字法』弁法」的議案(2008年第137号)。

参考文献

[日本語文献]

- NHK 放送文化研究所(2012)「放送界の動き(アジア):中国, 広東語放送の規制強化へ」『放送研究と調査(月報)』2012年2月号
- 岡本雅享(1999)『中国の少数民族教育と言語政策』社会評論社
- 小田格(2011)「中華人民共和国広東省広州市における粵語の保護に関する運動について」『人文研紀要』第72号
- 江利紅(2012)『現代中国の統治機構と法治主義』中央経済社
- 渋谷謙次郎編(2005)『欧州諸国の言語法 欧州統合と多言語主義』三元社
- 庄司博史(2003)「中国少数民族語政策の新局面—とくに漢語普及とのかかわりにおいて」『国立民族学博物館研究報告』27巻4号
- 中国綜合研究所・編集委員會編(1988)『現行中華人民共和国六法』ぎょうせい
- 陳於華(2005)『中国の地域社会と標準語 南中国を中心に』三元社
- 橋内武(2012)「言語権・言語法:言語政策の観点から」『国際文化論集』45巻
- 橋内武・堀田秀吾編著(2012)『法と言語 法言語学へのいざない』くろしお

出版

- 藤井（宮西）久美子（2003）『近現代中国における言語政策 文字改革を中心に』三元社
- 吉川雅之（2002）「香港の若者が母語を書くとき－非規範の形成－」『アジア遊学』No.36, 勉誠出版
- 吉川雅之（2009）『「読み・書き」から見た香港の転換期』明石書店

〔中国語文献〕

- 陳章太（2005）『語言規画研究』商務印書館
- 陳章太（2010）『「国家通用語言文字法」的成就與發展』『語言文字応用』2010年03期
- 鄧小琴（2012）「粵方言書面化語体変異研究——以香港言語社區為中心」『中国語言戰略』第1輯
- 高群（2003）「地方通用語言文字法的法律定位」『淮南師範学院学报』2003年05期
- 雷静・羅鳳芝（2010）「広州日報的地方特色」『青年記者』2010年第15期
- 李慧玲（2011）「広東電視市場個性化競争格局與發展特点」『収視中国』2011年01期
- 李宇明（2001）「通用語言文字規範和標準的建設——學習『中華人民共和國国家通用語言文字法』的体会」『語言文字応用』2001年02期
- 劉紅嬰（2006）『語言法導論』中国法制出版社
- Pawel Matulewicz（2005）「粵語特殊方言用字研究」『中國語文研究』2005年第二期
- 薄守生・賴慧玲（2009）『当代中国語言規画研究——側重于区域學的視角』中国社会科学出版社
- 全国人大教科文衛委員會教育室・教育部語言文字応用管理司編写（2001）『中華人民共和國国家通用語言文字法學習讀本』語文出版社
- 孫汝建・魏寧（2012）『「国家通用語言文字法」與各省市区『实施弁法』比較研究』2012.07基金課題：教育部課題（09YJA740064）；華僑大学高層次人材科研啓動項目（10BS204）
- 王鉄昆（2001）「試論『国家通用語言文字法』頒行的意義及其特色」『語文研究』2001年04期
- 魏丹（2003a）「語言文字立法過程中提出的一些問題及其思考」『語文研究』2003年01期
- 魏丹（2003b）「關於地方制定『「国家通用語言文字法」实施弁法』的有関問

題]『語言文字応用』2003年01期

楊濤 (2007)「国家和地方語言文字立法的法理評析」『重慶文理学院学報 (社会科学版)』2007年03期

周慶生・王潔・蘇金智 (2003)『語言與法律研究的新視野』法律出版社

[新聞記事 (日本文)]

日本經濟新聞 (朝刊) 2011.12.19「広東語の放送, 許可必要に」

朝日新聞 (朝刊) 2013.01.08「『なぜ』を訪ねて? ⑦ 2つの漢字 TPO あり」

[新聞記事 (中文): 中国]

広州日報2011.12.17「明年起媒体粵語播音要報批 老字号需有簡体字」

羊城晚報2011.12.17「广东省国家通用語言文字規定: 媒体用粵語播音需報批」

南方都市报2011.12.19「方言播音須報批, 語言多樣性要呵護」

[新聞記事 (中文): 香港]

太陽報2011.12.18「撐粵語港頂硬上」

東方日報2011.12.18「廣東廢粵語滅繁體」

星島日報2011.12.18「粵嚴令媒體 推普限制粵方言」

大公報2011.12.25「廣東重申不會限制粵語播音」

太陽報2011.12.26「廣東政府公布推普不廢粵」

星島日報2011.12.27「汪洋見紅綫女消除廢粵疑慮」

[附録]

本資料は、本稿を通読するに際して、適宜参照することができるよう、筆者が広東省国家通用語言文字規定 (2011年粵府令第165号) を邦文に仮訳したものである。かかる趣旨から、本資料は、あくまで参考資料という位置づけにとどまり、かつ、その内容については、広東省人民政府その他の関係機関の確認・許諾等を経過したものではないことから、正確性が保証されるものではない。したがって、本資料を利用して生じたいかなる損害についても、筆者が一切の責任をおうものでないことに留意されるとともに、中華人民共和国広東省において、当該規定にもとづき各種の活動をおこなう場合には、かならず原文にあたられることとされたい。

なお、当該規定の邦文への仮訳にあたって、用字・用語や表現等

については、内閣法制局の決定による「法令における漢字使用等について」（平成22年11月30日）をはじめとする本邦の諸基準に準ずることとしている。また、1条が複数項におよぶ場合には、第2項以降の各項に算用数字を付すとともに、1項が前段と後段とにわかれており、かつ、両者が原則と例外の関係にあるものと判断された場合には、「本文」と「ただし書」とするなど、本邦の法令にあわせた表記方法に変更しているところがある。さらに、一部の規定・語彙に関しては、直前又は直後に補足の説明を括弧書きで明示することとしている。

広東省国家通用言語文字規定

粵府令第165号

第1章 総則

第1条 普通話及び規範漢字の普及を推進し、もって経済・社会の発展のために国家通用言語文字をより一層機能させることを目的として、中華人民共和国国家通用言語文字法等の法令に基づき、かつ、本省の現状に鑑み、本規定を制定する。

第2条 本規定は、本省の行政区域内における公民、法人その他組織に適用する。

第3条 本規定における国家通用言語文字とは、普通話及び規範漢字のことをいう。

2 普通話は、北京語音を標準音とし、北方方言の語彙を基礎語彙とし、かつ、典型的な白話文学の作品を文法規範とするものとする。

3 規範漢字は、整理及び簡略化がなされたうえで、国家及びその関係機関により公布された字表に掲載されたものに依拠するものとする。

第4条 各級の人民政府は、当該行政区域内において、国家通用言語文字に関する事業の指導を強化しなければならない。

2 本省人民政府教育主管部門は、全省における国家通用言語文字

- の管理事業の責任を負い、組織的に本規定を施行するものとする。
- 3 県級以上の人民政府の民政、文化、情報産業、工商、テレビ・ラジオ及び映画、ニュース・出版等の部門は、各々の職責の範囲内において、国家通用言語文字の関連事業を適切に行うものとする。
- 4 県級以上の人民政府の教育主管部門の言語文字工作機関は、当該行政区域内における普通話及び規範漢字の普及推進に関する事業の責任を具体的に負うものとする。

第5条 県級以上の人民政府は、国家通用言語文字に関する事業を国民の経済及び社会の発展のための計画に編入し、財政状況を勘案しつつ、特別経費を計上したうえで、これを普通話及び規範漢字の普及推進に関する事業に充てなければならない。

第6条 毎年9月の第3週を全省における普通話及び規範漢字の普及推進に関する宣伝週間とし、各級の人民政府は、関係部門を組織し、宣伝・教育活動を実施しなければならない。

第2章 規範及びその使用

第7条 漢字、句読点・記号、ピンイン等を使用する場合には、「現代漢語通用字表」、「簡化字総表」、「標点符号用法」、「漢語拼音方案」、「漢語拼音正詞法基本規則」、「中国地名漢語拼音字母拼写規則（漢語地名部分）」等に示される国家通用言語文字の規範及び基準に従わなければならない。

第8条 少数民族の言語文字の使用については、「中華人民共和国憲法」、「中華人民共和国民族区域自治法」その他関連法令の規定に依拠するものとする。

第9条 国家機関の職員は、公務執行時においては、普通話を使用しなければならない。ただし、方言を使用する必要性が確実に認められる場合においては、この限りでない。

2 国家機関のネームプレート、印章、ロゴ・マーク、電光掲示板、ウェブサイト等には、規範漢字を使用しなければならない。

- 3 前項及び前々項につき、法令に別の定めがある場合には、その定めるところによる。

第10条 学校その他教育機関は、教学、会議、宣伝その他集団行動において、普通話及び規範漢字を主たる使用言語・文字としなければならない。

- 2 外国人を対象とした中国語教育においては、普通話及び規範漢字を教授しなければならない。
- 3 学校その他教育機関は、語文（本邦の国語科に相当）の教育課程を通じて、普通話及び規範漢字を教授するものとする。その際に使用する語文の教材は、国家通用言語文字の規範及び基準に適合したものでなければならない。
- 4 第1項乃至第3項につき、法令に別の定めがある場合には、その定めるところによる。

第11条 ラジオ局、テレビ局及びそれらのインターネット放送による番組は、普通話をアナウンス、司会・進行及びインタビューの主たる使用言語とするものとする。

- 2 方言を使用して放送を行う場合には、國務院廣播電視部門又は本省廣播電影電視部門による許可を受けなければならない。テレビ局が方言による放送を行う場合には、画面上に規範漢字の字幕を付さなければならない。
- 3 映画及びテレビドラマにおいては、普通話を主たる使用言語としなければならない。スクリーン及び画面上において表示される字幕その他文字には、規範漢字を使用しなければならない。

第12条 漢語文による新聞、定期刊行物、書籍、音楽・映像製品及び電子書籍、インターネットを通じたウェブサイト・メールマガジン等の出版物における見出し、タイトル、表紙、本文等は、国家通用言語文字の規範及び基準に適合したものでなければならない。

- 2 漢語による音楽・映像製品においては、普通話を使用しなければならない。ただし、戯曲、映画・テレビ等の芸術形式、出版及び教育につき、方言を使用する必要性が認められる場合においては、この限りでない。

第13条 公共サービスに関する産業においては、普通話をサービスの主たる使用言語とするよう提唱する。

- 2 公共サービスに関する産業のネームプレート、標札、標識、公文、印章、手形、報告書（決算書・財務諸表等）、説明書、電光掲示板、宣伝材料等には、規範漢字を使用しなければならない。
- 3 本規定でいう公共サービスに関する産業とは、卸売・小売、郵政、通信、文化、飲食、レジャー、鉄道、交通、航空、銀行、保険、医療その他市民と直接対面してサービスを行う産業のことをいう。

第14条 公共のスペース及び施設において使用される文字は、国家通用言語文字の規範及び基準に適合したものでなければならない。

- 2 各種の標識において、山、川、湖、海等の自然地理に関する名称、行政区画の名称、居住区及び路、街、巷等の道路の名称並びに地名の意味を含む建造物の名称を記載する場合には、規範漢字及びピンインを使用しなければならない。ピンインの表記方法は、「漢語拼音方案」及び「中国地名漢語拼音字母拼写規則（漢語地名部分）」に従うものとし、外国語の表記を使用してはならない。
- 3 各種の標識において、駅名、橋名、名所旧跡、歴史文化財、歴史的記念地、観光地等の公共のスペース及び施設の名称を記載する場合には、規範漢字を使用しなければならない。

第15条 企業の名称及び商品の名称においては、国家通用言語文字を主たる使用言語・文字としなければならないが、繁体字並びに既に廃止された異体字及び簡化字を使用してはならない。外国語の文字を使用する場合には、国家通用言語文字を主とし、かつ、外国語の文字を補助とする形式を採用しなければならないが、外国語の文字を単独で使用してはならない。

- 2 境内（香港特別行政区、澳門特別行政区及び台湾を除く国内）において販売されている商品の包装、ロゴ・マーク、説明等に使用される文字は、規範漢字を主たる使用文字としなければならない。ただし、境外（香港特別行政区、澳門特別行政区及び台湾並びに海外）において販売されている商品の包装、ロゴ・マーク、説明等につき、使用する必要性が確実に認められる場合において

は、関係規定により、繁体字を使用することができる。

3 前項及び前々項につき、法令に別の定めがある場合には、その定めるところによる。

第16条 広告に使用される言語・文字は、国家通用言語文字の規範及び基準に適合したものでなければならない。

第17条 情報処理及び情報技術の関連製品において使用される国家通用言語文字は、国家の規範及び基準に適合したものでなければならない。

第18条 以下の各号に該当する場合には、繁体字及び異体字を保持又は使用することができる。

- 一 名所旧跡及び歴史文化財
- 二 歴史上の人物及び革命烈士による直筆の文字
- 三 氏名に使用されている異体字
- 四 書、篆刻等の芸術作品
- 五 題詞及び看板における手書きの文字
- 六 既に登録がなされた商標文字
- 七 出版、教育及び研究において使用する必要性が認められるとき
- 八 香港特別行政区、澳門特別行政区及び台湾並びに海外の華人及び華僑と関わる事務において使用する必要性が認められるとき
- 九 国務院の関係部門の許可を受けた特殊な状況

2 老舗の扁額及び手書きの看板において繁体字及び異体字が使用されている場合には、適当な位置に規範漢字を使用した副牌を配しなければならない。

第3章 激励及び保障

第19条 教育主管部門は、普通話及び規範漢字の使用に関する要求を各種の学校及び教育機関における教育の質の監督体制及び総合的な評価の体系に取り入れなければならない。

第20条 公共サービスに関する産業の主管部門は、普通話及び規範漢字の使用に関する要求を業務管理の規範に取り入れたうえで、組織及び個人の評価・表彰を行う際の根拠としなければならない。

- 2 (公共サービスに関する産業において使用されている言語・文字が) 国家通用言語文字の規範及び基準に適合したものでない場合には、当該産業の主管部門が、批判・教育を行うことを通じて、その改善を促すものとする。

第21条 県級以上の人民政府は、定期的に当該行政区域内における国家通用言語文字の使用状況に関する点検・評価を実施したうえで、その結果を社会に対して公表するものとする。

- 2 点検・評価の基準及び具体的な実施方法については、本省教育主管部門が別に定め、本省人民政府の許可を経たうえで施行するものとする。

第22条 県級以上の人民政府の関係部門は、以下の各号に該当する言語・文字に関する点検及び監督を実施するものとし、言語文字工作機関は、そのための協力及び指導を行うものとする。

- 一 中国共産党及び政府機関において使用されている言語・文字
 - 二 学校その他教育機関において使用されている言語・文字
 - 三 ラジオ、映画、テレビ、インターネット放送及び舞台パフォーマンスにおいて使用されている言語・文字
 - 四 新聞、定期刊行物、書籍、音楽・映像製品及び電子書籍、インターネットを通じたウェブサイト・メールマガジン等の公開・発行された出版物において使用されている言語・文字
 - 五 本省において製造された製品の包装及び説明書に使用されている文字
 - 六 公共施設及び地名に使用されている文字
 - 七 企業名称及び商品名称に使用されている言語・文字
 - 八 その他産業の言語・文字
- 2 前項各号に該当する言語・文字が、国家通用言語文字の規範及び基準に適合したものでない場合には、批判・教育を通じて、その改善を促すものとする。

第23条 県級以上の人民政府の教育主管部門の言語文字工作機関が、本規定の違反に関する告発又は提訴を受けた場合には、すみやかに書面を以って関係する主管部門に届出を行わなければならない。当該主管部門は、書面による届出を受けた後に、本規定の関係規定により、事実確認を行うものとする。

第24条 普通話を業務上使用しているアナウンサー、番組司会者、映画・テレビドラマ・話劇の出演者、ナレーター・声優、教師、国家機関の職員、公共サービスに関する産業のアナウンス担当者、ツアー・コンダクター、解説員等は、普通話の運用能力を備えたうえで、業務上においてこれを使用しなければならない。これらの者の普通話の運用水準については、国家又は関係部門が規定する等級に達していなければならない。

2 普通話水平測試（PSC：Putonghua Shuiping Ceshi）に関する事業は、本省の言語文字工作機関・組織により、実施するものとする。

第25条 公共サービスに関する産業並びに公共のスペース及び施設において使用されている文字につき、その欠損が認められる場合には、すみやかに修復又は除去しなければならない。

第26条 広告において、国家通用言語文字の規範及び基準に適合していないものが認められる場合には、「中華人民共和国広告法」及び「広告言語文字管理暫行規定」の関係規定により対処するものとする。

第4章 法的責任

第27条 本規定第10条に違反した場合には、教育主管部門は、期限付きの是正を命ずるものとし、改善を拒否したときは、警告するとともに、その下級部門に通達のうえ批判を行うものとする。

第28条 本規定第11条、第12条及び第17条に違反した場合には、テレビ・ラジオ及び映画、ニュース・出版、情報産業等の主管部門

は、期限付きの是正を命ずるものとし、改善を拒否したときは、警告するとともに、関係部門において直接に責任を負う主管人員その他直接の責任者を法令により処分するものとする。

第29条 本規定第14条に違反した場合には、民政主管部門は、期限付きの是正を命ずるものとし、改善を拒否したときは、法令により行政処罰を行うものとする。

第30条 本規定第15条に違反した場合には、商工主管部門は、期限付きの是正を命ずるものとし、改善を拒否したときは、法令により行政処罰を行うものとする。

第31条 関係行政管理部門又は言語文字工作機構及びその機関の職員が、本規定に違反し、職権の乱用、職務の怠慢及び私情による不正行為がなされたものと認められた場合には、その上級主管部門は、期限付きの是正を命ずるものとし、直接に責任を負う主管人員その他直接の責任者を法令により処分するものとする。

第5章 附則

第32条 本規定は、2012年3月1日より施行する。